

〔中國治亂記〕豊後ヨリハ橋爪美濃守吉弘右衛門大夫御供トシテ、天文廿一年三月朔日、三田尻ニ
御著○下

〔長門金匱〕一御城地之儀、防州三田尻にて桑山を要害に被仰付、御城可被仰付やとの御事に候處、
桑山は山上水不自由に付、三田尻の御繩は止申の由○下

〔西遊雜記〕三田尻に至る、此浦は長州侯の御下館ありて、市中も繁昌の所也、近年いかゞの事に
や、御館造りの御普請ありて、其結構いはんかたなし、土人のいひしには、國主の御隱居館とい
き、此地より萩の城下まで十七里といふ、

〔南留別志〕一周防國に畜生谷といふ里あり、母子兄弟の間にて婚姻をなすといふ、平家の餘類
なるべし、敵をさけて、人の通はぬ所に隠れ居て、子孫を長じたらんは、おのづからに一族の外に
婚姻すべき族なかるべければ、里のならはしとなりしなるべし、

〔東大寺要錄〕一諸國諸庄田地○長德四年注文定

新發田○中

周防國 吉敷郡梶野庄田九十一町六段六十九步

〔賀茂注進雜記〕神領同○壽三年元暦四月廿四日壬辰、賀茂社領四十二ヶ所、任院廳御下文可止
武家狼藉之由、有其沙汰云々、

下諸國 可早任院廳御下文停止方々狼藉備進神事用途、賀茂別雷社御領庄園事○中
周防國 伊保庄 矢島 柱島 瓠戸關○中

壽永三年四月廿四日 正四位下源朝臣御判

〔賀茂別雷神社文書〕下 周防國伊保庄瓠戸關 矢島柱島等住人
可早停止土肥實平妨、並土人大野七郎遠正不當、從領家進止事○中